

7月14日 [] から現地で打合せをしたいとのこと。現地で []、[] 立会い別紙のとおり協議。同日 [] へ発送及び [] へ手渡し。

7月19日 12日に受理した変更届の受理書を発送。

8月 何度か現地を確認。[] が下段より整備している。

9月 1日 台風12号の接近に伴い現状確認。[]、[]
この間まちづくり課でも何度か現地確認をしている。

9月 3日
～4日 この間に上から見て左側の斜面が崩れた様子。
6日 まちづくり課が現地で崩れていることを確認
8日 [] 来庁。9日に [] が来庁するので今後について話をしたいとのこと。
9日 []、[] 来庁
流れた土については [] が区域内で処理すること。土砂の量は
150～200立米位と思われる。
[] は今回の土砂の崩落については自身には関係のないこととの見解であると [] に伝えている。
市としては [] (会社) が土の搬入をしたことが原因と思っている。
この処理費用をどう考えるか。
[]、市は費用を出せない。現実的には所有者の [] の問題になる可能性が高い。
市は今後水が流れないように対策することぐらいしかできない。(土嚢の設置等)
16日正午頃 [] が現地視察する。
市としてはすぐにでも対応してもらいたい。
[] が12日の月曜日からでも対応すること。
9月16日 現地にて []、[]、[]、[]、[]、[] 立会い
[] は所有者が来るまで手をつけなかったとのこと。
[] は地すべりの危険性を危惧している。
方が一下流域の住民に被害が出た場合責任がとれない。
市がOKを出す形にしておきたい。
完成後は平地に夏みかん、斜面地にみかんを植えたい様子。
[] に対し現状沈砂池の容量を増やすこと、先日崩れた箇所の処理を依頼。これについては、前所有者である [] ()
が対応すべきであると []、[] 氏に [] へ伝えるよう言った。
(金銭面のことと思われる。)

市に対しては特になし。

今後敷地全体（約3.5万坪）を使い、癒しの公園を整備した。これを市に無償で貸し出し市に管理をしてもらいたいことを言っていた。

元 [REDACTED] 裏の水道用地について、徒歩での管理が大変であろうとの考え方から、赤井谷側から管理通路を車が通れるようにすると言っていた。

9月20日 先日の [REDACTED] の指摘を受け

[REDACTED] により市道七尾本宮線の申請地入口付近に土壌を設置。
側溝の蓋は何箇所か開いていた。

9月21日 台風15号通過

9月22日 AM現地確認 少崩れた可能性があるが、目視の限りでは台風上陸前と大きな変化は見られない。

9月26日 現地確認 変化なし

10月 1日 (上旬) 別の箇所が崩れる。海側

[REDACTED] は修復する予定であるが、土地が乾くまで山梨へ戻ること。

10月 7日 変化なし

10月14日 現地に行くと重機がない。上の開発区域及び土沢の現場にもない。

[REDACTED] が12日に重機がないことを見ている。

10月17日 まちづくり課 [REDACTED] へ [REDACTED] より電話がある。
重機が故障し修理しているところだとのこと。

[REDACTED] から上多賀の現場も現地で確認してほしいと依頼する。

10月24日の週

不法投棄有 (10月31日写真)

11月 2日 伊豆山字東谷 [REDACTED] 勤地の件

[REDACTED] と名乗る測量士らしき人物が平成19年の境界確定図の写しを求めた。

依頼者を問うがはっきりとした返答は得られなかった。写しを渡す。

11月 4日 [REDACTED] が上記と同じ図を求めてきたため、話を伺うと [REDACTED] は [REDACTED] の測量士であり、[REDACTED] が [REDACTED] より依頼を受けた様子。現在合意されてしまつた土地を残存する建物部分と分譲予定地と分筆したいらしい。
所有権の移転があるかもしれない。

11月16日 [REDACTED]、[REDACTED] の代理人 ([REDACTED] の管理人) [REDACTED] 来庁

重機がいなくなつてから一ヶ月が経つが、その後何の動きも無い。

法面は日々危険な状況にあるため市で対処してほしいとのこと。

道路内の話ではないため申請箇所に直に処理はできない。道路から申請箇所内に水が入らないようにすること位は出来ると思うと答えた。

市としては、事業者である [REDACTED] についてはなしのつぶで